

2020年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド  
代 表 者 名 代表取締役社長 上西 京一郎  
(コード番号 4661 東証第1部)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、2017年4月に「2020中期経営計画」（2017年度～2020年度）を策定し、「創出された営業キャッシュ・フローを、次の成長投資に充当し、この結果、更なるキャッシュ・フローを創出し、長期持続的に企業価値を向上させる」という財務方針のもと、テーマパーク体験価値の向上を目指しております。また、同中期経営計画では、株主の皆様への利益還元も経営の重要政策の一つと認識し、成長投資のみならず、株主還元の充実も図っていくこととしております。

このような考えのもと、2019年3月期につきましては、安定的な配当を目指すという方針に則り、期末配当金を前期から2円の増配となる1株当たり22円、中間配当の1株当たり20円とあわせて年間42円の配当を実施いたしました。2020年3月期の年間配当金につきましては、中間配当金を前期から2円の増配となる1株当たり22円で実施し、1株当たりの期末配当金である22円（予想）とあわせて年間44円の配当を予定しております。

また、当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これまでの具体的な取得実績としては、公開買付けによる自己株式の取得を以下のとおり実施しております。

取締役会の開催 及び決議日	取得した株式数 (株)	買付け等の期間	買付け等の価格
2005年5月17日	5,000,000株 (20,000,000株)	2005年5月18日から 同年6月7日まで	1株につき金6,050円 (1,512.5円)
2008年5月22日	4,200,079株 (16,800,316株)	2008年5月23日から 同年6月19日まで	1株につき金5,820円 (1,455円)
2010年2月15日	4,500,000株 (18,000,000株)	2010年2月16日から 同年3月15日まで	1株につき金5,790円 (1,447.5円)
2011年2月3日	3,000,000株 (12,000,000株)	2011年2月4日から 同年3月4日まで	1株につき金7,040円 (1,760円)

(注1) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、上記表の括弧内の数値は当該株式分割の効果を反映した数値です。

また、2016年4月27日開催の取締役会の決議に基づき、2016年5月6日に具体的な取得方法として決定した自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得 (取得日: 2016年5月9日、取得した株式の総数: 2,916,400株、取得価額: 21,234,308,400円)、2017年4月27日開催の取締役会の決議に基づき、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) における市場買付けによる自己株式の取得 (取得期間: 2017年5月1日から2017年6月30日、取得した株式の総数: 2,766,400株、取得価額の総額: 19,999,542,900円) を実施しております。

今般、当社は、2019年11月中旬、当社の第2位の大株主であり、当社が経営・運営するテーマパークのスポンサー企業である三井不動産株式会社 (以下「本応募予定株主」といいます。本日現在の所有株式数30,757,200株 (所有割合 (注2): 9.35%)) より、その所有する当社普通株式の一部 (以下「本売却意向株式」といいます。) を売却する意向がある旨の打診を受けました。

(注2) 「所有割合」とは、当社が2020年1月30日に公表した「2020年3月期 第3四半期決算短信 [日本基準] (連結)」に記載された2019年12月31日現在の当社の発行済株式総数363,690,160株から、同日現在の当社が所有する自己株式34,833,992株を控除した株式数328,856,168株に対する割合 (小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。) をいいます。

これを受けて当社は、2019年11月中旬に本売却意向株式への対応の検討を開始し、当社の財務の健全性及び安定性の確保、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却された場合に当社普通株式の市場株価に生じる影響を総合的に勘案した結果、2019年12月上旬、当社の1株当たり当期純利益 (EPS) 及び自己資本当期純利益率 (ROE) などの資本効率の向上に寄与し、当社の「2020中期経営計画」で掲げる株主還元の充実に繋がることになることから、当社が本売却意向株式を自己株式として取得することが妥当であると判断いたしました。

本売却意向株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法により実施するのが適切であると2019年12月上旬に判断いたしました。なお、本公開買付けにおける買付け等の価格 (以下「本公開買付け価格」といいます。) の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。

その上で、2019年12月上旬、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2019年12月中旬に、本応募予定株主に対して、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本応募予定株主より本売却意向株式の

応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、2020年1月上旬、ディスカウント率の基礎となる当社普通株式の適正な価格として、特定日の終値ではなく市場価格の変動を考慮すること、また、より直近の業績が株価に反映されていることが望ましいと考え、過去3ヶ月間や過去6ヶ月間ではなく、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間（2019年12月30日から2020年1月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値とし、当該単純平均値から10%程度ディスカウントした水準で公開買付けを行う用意がある旨を本応募予定株主に対して申し入れました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けにおいて、ディスカウントで行われた事例を参考にいたしました。

その結果、2020年1月29日、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、本応募予定株主より上記条件にて所有株式の一部である1,500,000株（所有割合：0.46%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。また、当社は、本応募予定株主より、本公開買付け後も本応募予定株主が所有することとなる当社普通株式（本売却意向株式が全て買い付けられた場合は29,257,200株（所有割合：8.90%））については、現時点において、所有する意向である旨の説明を受けております。一方、当社は、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数を超え、本売却意向株式の一部が買い付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有または処分方針については本応募予定株主より説明を受けておりません。

当社は、以上の検討及び協議を経て、2020年1月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うことを決議いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、本売却意向株式と同数である1,500,000株（所有割合：0.46%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、2019年12月31日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は329,175百万円であり、買付資金に充当した後も、当社の手元流動性は十分確保でき、さらに当社の事業から生み出されるキャッシュ・フローの積み上げにより、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できると考えております。

なお、当社は、本応募予定株主より、本公開買付けに応募しない当社普通株式29,257,200株（所有割合：8.90%）については、現時点において、所有する意向である旨の説明を受けております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

### (1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	1,500,100株（上限）	20,746,383,000円（上限）

（注1）発行済株式総数 363,690,160株（2020年1月30日現在）

（注2）発行済株式総数に対する割合 0.41%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間 2020年1月31日（金曜日）から2020年3月31日（火曜日）まで

### (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

### 3. 買付け等の概要

#### (1) 日程等

① 取締役会決議	2020年1月30日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2020年1月31日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）
③ 公開買付届出書提出日	2020年1月31日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2020年1月31日（金曜日）から 2020年3月2日（月曜日）まで（20営業日）

#### (2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金13,830円

#### (3) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。

その上で、2019年12月上旬、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2019年12月中旬に、本応募予定株主に対して、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本応募予定株主より本売却意向株式の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、2020年1月上旬、ディスカウント率の基礎となる当社普通株式の適正な価格として、特定日の終値ではなく市場価格の変動を考慮すること、また、より直近の業績が株価に反映されていることが望ましいと考え、過去3ヶ月間や過去6ヶ月間ではなく、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間（2019年12月30日から2020年1月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値とし、当該単純平均値から10%程度ディスカウントした水準で公開買付けを行う用意がある旨を本応募予定株主に対して申し入れました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けにおいて、ディスカウントで行われた事例を参考にいたしました。

その結果、2020年1月29日、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、本応募予定株主より上記条件にて所有株式の一部である1,500,000株（所有割合：0.46%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。また、当社は、本応募予定株主より、本公開買付け後も本応募予定株主が所有することとなる当社普通株式（本売却意向株式が全て買い付けられた場合は29,257,200株（所有割合：8.90%））については、現時点において、所有する意向である旨の説明を受けております。一方、当社は、応募株券等の総数が買付予定数を超え、本売却意向株式の一部が買い付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有または処分方針については本応募予定株主より説明を受けておりません。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間（2019年12月30日から2020年1月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカ

ウント率を適用した 13,830 円（10 円未満を四捨五入）を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付価格である 13,830 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である 2020 年 1 月 30 日の前営業日（同年 1 月 29 日）の当社普通株式の終値 14,380 円から 3.82%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 15,365 円（円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）から 9.99%、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 15,265 円から 9.40%をそれぞれディスカウントした金額となります。

なお、当社は、2017 年 5 月 1 日から 2017 年 6 月 30 日にかけて東京証券取引所における市場買付けの方法により合計 2,766,400 株、総額 19,999,542,900 円の自己株式の取得を行いました。当該取得価格の単純平均値は、7,229 円（円未満を四捨五入）となり、各取得日の市場価格によって決定されたものですが、本公開買付価格である 13,830 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日である 2020 年 1 月 30 日の前営業日までの過去 1 ヶ月間（2019 年 12 月 30 日から 2020 年 1 月 29 日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%ディスカウントを行った価格としているため、両者の間に 6,601 円の差異が生じております。

## ② 算定の経緯

当社は、2017 年 4 月に「2020 中期経営計画」（2017 年度～2020 年度）を策定し、「創出された営業キャッシュ・フローを、次の成長投資に充当し、この結果、更なるキャッシュ・フローを創出し、長期持続的に企業価値を向上させる」という財務方針のもと、テーマパーク体験価値の向上を目指しております。また、同中期経営計画では、株主の皆様への利益還元も経営の重要政策の一つと認識し、成長投資のみならず、株主還元の充実も図っていくこととしております。

このような考えのもと、2019 年 3 月期につきましては、安定的な配当を目指すという方針に則り、期末配当金を前期から 2 円の増配となる 1 株当たり 22 円、中間配当の 1 株当たり 20 円とあわせて年間 42 円の配当を実施いたしました。2020 年 3 月期の年間配当金につきましては、中間配当金を前期から 2 円の増配となる 1 株当たり 22 円で実施し、1 株当たりの期末配当金である 22 円（予想）とあわせて年間 44 円の配当を予定しております。

今般、当社は、2019 年 11 月中旬、本応募予定株主より、本売却意向株式を売却する意向がある旨の打診を受けました。

これを受けて当社は、2019 年 11 月中旬に本売却意向株式への対応の検討を開始し、当社の財務の健全性及び安定性の確保、一時的にまとまった数量の株式が市場で売却された場合に当社普通株式の市場株価に生じる影響を総合的に勘案した結果、2019 年 12 月上旬、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、当社の「2020 中期経営計画」で掲げる株主還元の充実にも繋がることになることから、当社が本売却意向株式を自己株式として取得することが妥当であると判断いたしました。

本売却意向株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、公開買付けの手法により実施するのが適切であると 2019 年 12 月上旬に判断いたしました。なお、本公開買付価格の算定につきましては、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。

その上で、2019 年 12 月上旬、当社は、本公開買付けに応募せずに当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討・判断を踏まえ、2019 年 12 月中旬に、本応募予定株主に対して、東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の市場価格から一定のディスカウントを行った価格で当社が本公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、本応募予定株主より本売却意向株式の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、2020 年 1 月上旬、ディスカウント率の基礎となる当社普通株式の適正

な価格として、特定日の終値ではなく市場価格の変動を考慮すること、また、より直近の業績が株価に反映されていることが望ましいと考え、過去3ヶ月間や過去6ヶ月間ではなく、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間（2019年12月30日から2020年1月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値とし、当該単純平均値から10%程度ディスカウントした水準で公開買付けを行う用意がある旨を本応募予定株主に対して申し入れました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けにおいて、ディスカウントで行われた事例を参考にいたしました。

その結果、2020年1月29日、当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、本応募予定株主より上記条件にて所有株式の一部である1,500,000株（所有割合：0.46%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。また、当社は、本応募予定株主より、本公開買付け後も本応募予定株主が所有することとなる当社普通株式（本売却意向株式が全て買い付けられた場合は29,257,200株（所有割合：8.90%））については、現時点において、所有する意向である旨の説明を受けております。一方、当社は、応募株券等の総数が買付予定数を超え、本売却意向株式の一部が買い付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有または処分方針については本応募予定株主より説明を受けておりません。

以上の検討及び協議を経て、当社は、2020年1月30日開催の取締役会において、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日までの過去1ヶ月間（2019年12月30日から2020年1月29日まで）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値から10%のディスカウント率を適用した13,830円を本公開買付価格とすることを決定いたしました。

#### （4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	1,500,000株	一株	1,500,000株

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（1,500,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（1,500,000株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。）第21条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### （5）買付け等に要する資金

20,774,400,000円

（注）買付け等に要する資金の金額は、買付代金（20,745,000,000円）、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

#### （6）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日

2020年3月25日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行法人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「みなし配当の金額」といいます。）は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下「復興特別所得税」といいます。）：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

- (ハ) 外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2020年1月29日、当社が本公開買付けの実施を決議した場合、本応募予定株主より所有株式の一部である1,500,000株（所有割合：0.46%）を本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。なお、当社は、本応募予定株主より、本公開買付けに応募しない当社普通株式29,257,200株（所有割合：8.90%）については、現時点において、所有する意向である旨の説明を受けております。
- ③ 当社は、2020年1月30日に「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の四半期決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。



2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要  
(2019年4月1日～2019年12月31日)

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	2020年3月期 (第3四半期連結累計期間)
売上高	390,205百万円
売上原価	237,886百万円
販売費及び一般管理費	51,279百万円
営業外収益	2,202百万円
営業外費用	882百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	70,992百万円

(ロ) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	2020年3月期 (第3四半期連結累計期間)
1株当たり四半期純利益	215.90円
1株当たり純資産額	2,614.58円

④ 当社は、2020年1月30日付で「「東京ディズニーランド®」「東京ディズニーシー®」チケット価格の改定について」を公表しております。当社は、同日開催の取締役会において、「東京ディズニーランド」および「東京ディズニーシー」のチケット価格の改定を決定いたしました。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

⑤ 当社は、2020年1月30日付で「東京ディズニーシー大規模拡張プロジェクト開業予定時期変更のお知らせ」を公表しております。当社は、同日開催の取締役会において、東京ディズニーシー大規模拡張プロジェクトについて、開業予定時期の変更を決定いたしました。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(ご参考) 2020年1月30日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 328,860,668株

自己株式数 34,829,492株

(注) 従業員持株会型ESOPの信託口が保有する当社株式を自己株式に含めて記載しております。

以 上